脂質異常症食
痛風食
フェニールケトン尿症食
楓糖尿症食
ホモシスチン尿症食
ガラクトース血症食
治療乳
無菌食
小児食物アレルギー食（外来栄養食事指導料及び入院栄養食事指導料に限る。）
特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

別表第三の一の二　退院時共同指導料1及び退院時共同指導料2を二回算定できる疾病等の患者、重症者加算の状態等にある患者並びに退院時共同指導料の注ただし書に規定する疾病等の患者

一　末期の悪性腫瘍の患者（在宅末期医療総合診療料を算定している患者を除く。）

二　(1)であって、(2)又は(3)の状態である患者

(1)　在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者

(2)　ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態

(3)　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

三　在宅での療養を行っている患者であって、高度な指導管理を必要とするもの

別表第三の二　ハイリスク妊産婦共同管理料(I)に規定する状態等である患者

一　妊婦であって次に掲げる状態にあるもの

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者
妊娠高血圧症候群重症の患者
前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の病状を伴うものに限る。）の患者
妊娠三十週未満の切迫早産（子宮収縮、子宮出血、頚管の開大、短縮又は軟化のいずれかの兆候を示すもの等に限る。）の患者
心疾患（治療中のものに限る。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
甲状腺疾患（治療中のものに限る。）の患者
腎疾患（治療中のものに限る。）の患者
膠原病（治療中のものに限る。）の患者
特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
白血病（治療中のものに限る。）の患者
血友病（治療中のものに限る。）の患者
出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者
ＨＩＶ陽性の患者
Ｒｈ不適合の患者
当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行うことを予定している患者

二　妊産婦であって次に掲げる状態にあるもの

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者
四十歳以上の初産婦の患者
分娩前のＢＭＩが三十五以上の初産婦の患者
妊娠高血圧症候群重症の患者
常位胎盤早期剥離の患者
前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の病状を伴うものに限る。）の患者
双胎間輸血症候群の患者
心疾患（治療中のものに限る。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
白血病（治療中のものに限る。）の患者
血友病（治療中のものに限る。）の患者
出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者
ＨＩＶ陽性の患者
当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行うことを予定している患者

別表第三の三　薬剤管理指導料の対象患者及び薬剤服用歴管理指導料に規定する医薬品

抗悪性腫瘍剤
免疫抑制剤
不整脈用剤
抗てんかん剤
血液凝固阻止剤
ジギタリス製剤
テオフィリン製剤
カリウム製剤（注射薬に限る。）
精神神経用剤
糖尿病用剤
膵臓ホルモン剤
抗ＨＩＶ薬

別表第四　歯科特定疾患療養管理料に規定する疾患

口腔領域の悪性新生物（エナメル上皮腫を含む。）
顎・口腔の先天異常
舌痛症（心因性によるものを含む。）
口腔軟組織の疾患（難治性のものに限る。）
口腔領域のシェーグレン症候群
尋常性天疱瘡又は類天疱瘡
口腔乾燥症（放射線治療を原因とするものに限る。）
睡眠時無呼吸症候群（口腔内装置治療を要するものに限る。）

別表第五　削除

別表第六　歯科治療総合医療管理料及び在宅患者歯科治療総合医療管理料に規定する疾患

高血圧性疾患
虚血性心疾患
不整脈
心不全
喘息